

令和2年4月1日

保護者 各位

糸満市教育委員会
教育長 安谷屋 幸勇
(公印省略)

暴風警報（特別警報を含む）発令及び解除時における学校の
臨時休校並びに児童生徒の安全確保について（依頼）

台風接近時の暴風警報（特別警報を含む）発令・解除時の登下校について、市内すべての小中学校で（大度分校を除く）下記のとおり実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 暴風警報（本島南部地域に）が発令された場合の登下校について

(1) 臨時休校となります。

- ① 暴風警報発令の情報がテレビやラジオで、放送があります。
- ② 各家庭での学習となります。登校させないようにお願いします。

(2) 学校の日課途中で暴風警報が発令された場合は、その時点で臨時休校の措置となります。下校の迎えなど安全確保へのご協力をお願いします。

2 暴風警報（本島南部地域の）が解除された場合の登校について

(1) 午前6時まで解除の場合

- ① 普通どおり登校
 - ② 給食があります
 - 警報が解除されても強風が続いている場合は、児童生徒の安全確保の観点から危険であると糸満市教育委員会が判断した場合は、市内すべての小中学校を休校とすることもあります。また、通常の登校時間を遅らせて登校させることもあります。
 - さらには、各学校の校区の地理や地形等により、各学校長が当該学校の休校を判断することもあります。
- (糸満市教育委員会や各学校のホームページ及びメール等で連絡を行います)

(2) 午前6時以降の解除

- ① 引き続き休校
- ② 各家庭で学習してください

糸満市教育委員会と市校長会との申し合わせ事項

糸満市教育委員会・糸満市小中学校校長会
平成30年11月1日

暴風警報（特別警報を含む）発令及び解除時における学校の臨時休校並びに児童生徒の安全確保について、下記のとおり申し合わせる。

記

- 児童生徒の安全確保を最優先して判断する。
- 糸満市教育委員会は、市内各学校の判断状況も鑑み、市内すべての小中学校の休校や登校、登校時間を遅らせる等の判断する場合がある。その際はできるだけ、前日までに行う。当日に判断せざるを得ない場合は、午前7時まで判断する。
- 各学校が当該校の休校や登校、登校を遅らせる等の判断する場合は、各中学校内で連携して判断する。また、糸満市教育委員会とも協議する。
 - ・ 同一中学校内のすべての小中学校が登校や休校の判断を合わせるものとするが、中学校は登校と判断、小学校は休校と判断することはできる。逆の小学校は登校、中学校が休校とすることは避ける。
 - ・ 同一中学区内の小学校は休校や登校を合わせることが望ましい。
- 暴風警報の解除後停電・断水している場合は、臨時休校とすることが望ましい。